

山梨県公報

第二千五百十八号

平成二十七年

六月十五日

月 曜 日

目 次

告 示

山梨県議会の議員その他非常勤の職員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五
○条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額の一部……三八七
を改正する告示

○道路の区域変更……………三八八

○道路の供用開始……………三八八

○急傾斜地崩壊危険区域の指定……………三八八

○甲府駅南口駅前広場の区域……………三八九

公 告

○一般競争入札について……………三九一

企 業 局

○山梨県企業局組織規程の一部を改正する規程……………三九二

○山梨県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程……………三九六

○山梨県営電気事業保安規程の一部を改正する規程……………三九六

○西山ダム操作規程……………四〇〇

教 育 委 員 会

○山梨県立高等学校学則の一部を改正する規則……………四〇七

告 示

山梨県告示第二二三号

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一
項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額の一部を改正する告示を次のよ
うに定める。

平成二十七年六月十五日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二

第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額の一部を改正する告
示

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第
一
項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額(平成十六年山梨県告示第二
十
九号)の一部を次のように改正する。
本則の表を次のように改める。

年 齢 階 層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	四、四七五円	一三、〇〇五円
二十歳以上二十五歳未満	五、〇三〇円	一三、〇〇五円
二十五歳以上三十歳未満	五、五八五円	一三、五七三円
三十歳以上三十五歳未満	六、〇六九円	一六、一九二円
三十五歳以上四十歳未満	六、四七五円	一八、六八〇円
四十歳以上四十五歳未満	六、七二九円	二一、四七二円
四十五歳以上五十歳未満	六、六五四円	二三、九八四円
五十歳以上五十五歳未満	六、四七四円	二五、一九一円
五十五歳以上六十歳未満	五、八七八円	二四、一三九円
六十歳以上六十五歳未満	四、七三一円	一九、三八五円
六十五歳以上七十歳未満	三、九三〇円	一五、九九一円
七十歳以上	三、九三〇円	一三、〇〇五円

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この告示による改正後の山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に關する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額の規定は、この告示の施行の日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

山梨県告示第二百四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その關係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十七年七月六日まで一般の縦覧に供する。
平成二十七年六月十五日

山梨県知事 後藤 齋

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四一一号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
甲州市勝沼町山字幸神一三三八番の一地先から 甲州市勝沼町休息字古阿弥一九九二番の九地先まで	一三・三〇 三一・〇〇	一三・三〇 八〇・〇〇		一八八・五 一七四・一

山梨県告示第二百五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その關係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十七年七月六日まで一般の縦覧に供する。
平成二十七年六月十五日

山梨県知事 後藤 齋

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	四一一号	甲州市勝沼町山字幸神一三三八番の一地先から 甲州市勝沼町休息字古阿弥一九九二番の二地先まで	一七一・四	平成二十七年六月十五日

山梨県告示第二百六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その關係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。
平成二十七年六月十五日

山梨県知事 後藤 齋

急傾斜地崩壊危険区域	次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号一から二十九号までの標柱を順次結んだ線及び二十九号と一号の標柱を結んだ線に囲まれた区域。				
	標柱番号	郡 市 町 村	大字	字	地 番
沢戸	一	都留市	井倉	馬場	七〇八番一
	二	同	同	クルミ	一五五二番
	三	同	同	同	一五五五番
	四	同	同	同	一五四八番
	五	同	同	同	一五四六番
	六	同	同	同	同
	七	同	同	同	一五四五番一
	八	同	同	同	同
	九	同	同	同	同
	十	同	同	同	同
	十一	同	同	同	同
	十二	同	同	同	同
	十三	同	与繩	中村	三三番一

十四	同	井倉	八五八番一
十五	同	同	同
十六	同	同	同
十七	同	同	同
十八	同	同	同
十九	同	同	八五八番七三
二十	同	同	同
二十一	同	同	同
二十二	同	同	同
二十三	同	同	八五八番六
二十四	同	同	七〇八番四
二十五	同	馬場	七〇八番一
二十六	同	同	同
二十七	同	同	同
二十八	同	同	同
二十九	同	同	七〇八番四

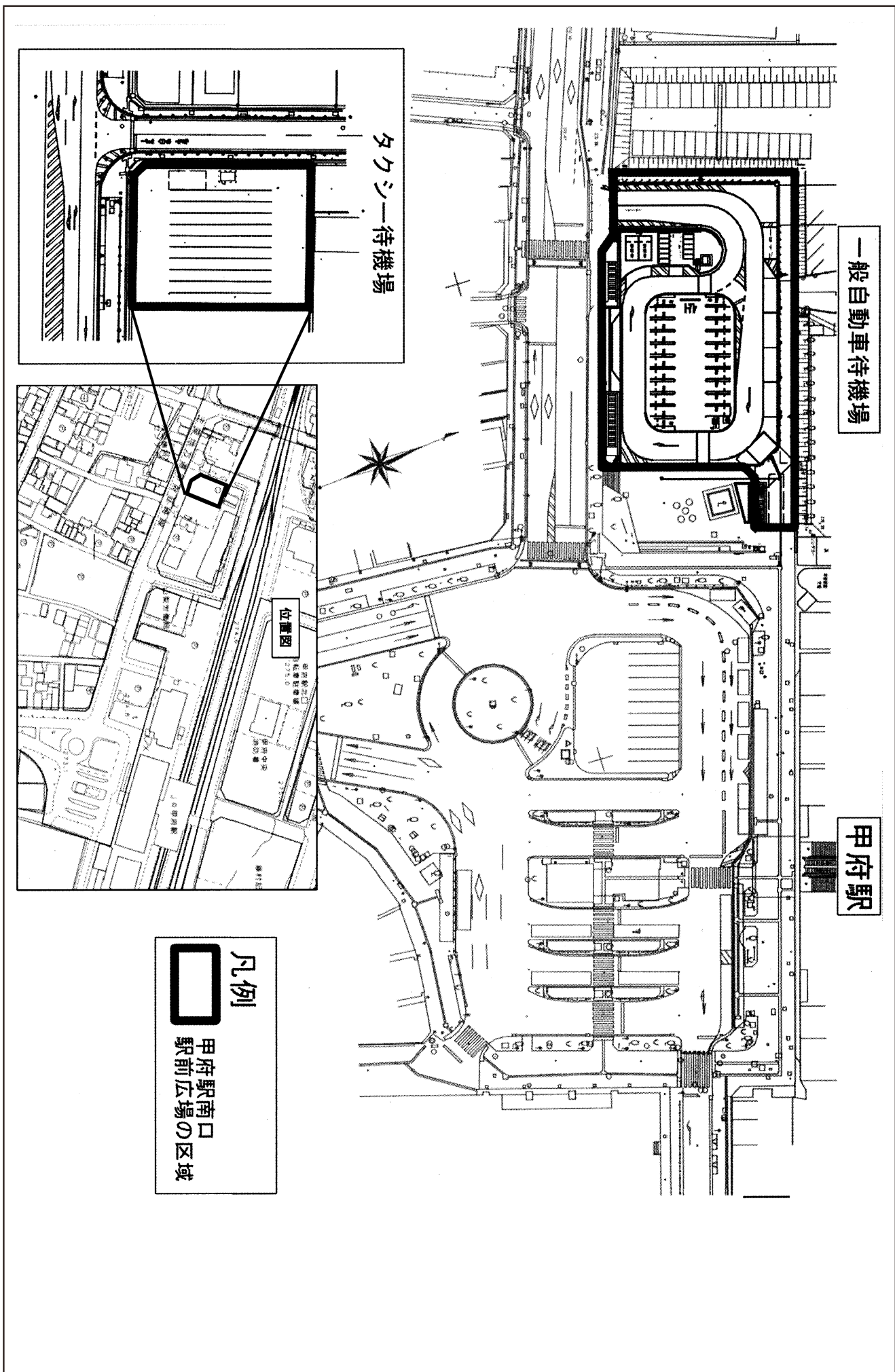
山梨県告示第二百七号

山梨県甲府駅南口駅前広場設置及び管理条例（平成二十七年山梨県条例第五号）附則第二項の規定によりその例によることとされる同条例第三条の規定により、甲府駅南口駅前広場の区域を次のとおり告示する。

平成二十七年六月十五日

山梨県知事 後 藤 齋

甲府駅南口駅前広場の区域は、次の図に示すとおりとする。



一般自動車待機場

甲府駅

タクシー待機場

位置図

凡例
甲府駅南口
駅前広場の区域

公 告

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十七年六月十五日

山梨県知事 後 藤 齋

一 一般競争入札に付する事項

1 調達をする物品等の名称及び数量

(一) 名称 情報処理実習装置

(二) 数量 三式

2 調達をする物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。

3 納入期限 平成二十七年十月十六日

4 納入場所 山梨県立農林高等学校（山梨県甲斐市西八幡四千五百三十三番地）、山梨県立峡南高等学校（山梨県南巨摩郡身延町三沢二千四百十七番地）及び山梨県

立笛吹高等学校（山梨県笛吹市石和町市部三番地）

二 事務を担当する所属 山梨県出納局管理課

三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名

停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 次のいずれにも該当しない者であること。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者

(二) 地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）

第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第六百六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。）

(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていな

い者

(五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

2 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二十五号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

3 調達をする物品等の数量及び仕様等に適合した物品を確実に納入することができ

ることを、別に知事が定めるところにより明らかにした者であること。

4 物品を納入した後、知事の求めに応じて修繕、保守等のサービスを速やかに提供

5 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿の登録業種（物品）のうち、「情報機器」又は「通信機器」に係る登録を受けている者であること。

四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 平成二十七年六月十五日（月）から同月二十三日（火）まで（山梨

県の休日（以下「県」の休日）を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参すること。

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県出納局管理課

五 入札手続等

1 契約条項を示す場所 この公告の日から平成二十七年六月二十三日（火）まで（県の休日を除く）、四の3に掲げる場所において一般の縦覧に供する。

2 入札説明書の交付方法

(一) この公告の日から平成二十七年六月二十三日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四の3に掲げる場所において直接交付する。

(二) (一)以外の方法による交付を希望する場合は、平成二十七年六月二十二日（月）午後五時までに六の6(三)に掲げる問い合わせ先に電話連絡すること。この場合において郵便で請求するときは、封筒の表に「入札説明書請求」と朱書きし、二百五十円分の切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒（角形二号）を同封し、四の3に掲げる場所宛に平成二十七年六月二十二日（月）までに到着するように送付すること。

3 入札及び開札の日時及び場所

<p>(一) 日時 平成二十七年七月二十七日(月)午後二時</p> <p>(二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館一階出納局入札室</p> <p>4 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。</p> <p>(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。</p> <p>(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。</p> <p>(三) 山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第百八条の二の規定の適用のある場合を除き、入札保証金が納付されていないとき。</p> <p>(四) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。</p> <p>(五) (一)から(四)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。</p> <p>5 落札者の決定方法 規則第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。</p> <p>六 その他</p> <p>1 契約の手續において使用する言語及び通貨</p> <p>(一) 言語 日本語</p> <p>(二) 通貨 日本国通貨</p> <p>2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。</p> <p>3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。</p> <p>4 違約金の有無 有</p> <p>5 前払金の有無 無</p> <p>6 その他</p> <p>(一) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなくなつた場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。</p> <p>(二) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>(三) 問い合わせ先 山梨県出納局管理課(電話〇五五―二三三―一三九五)</p> <p>※ Summary</p> <p>1 Nature and quantity of the products to be procured</p>	<p>Computers for Educational Use in High School Information Processing Classes 3 units</p> <p>2 Date and time for tender 2:00PM July 27, 2015</p> <p>3 Bureau in charge</p> <p>Management Division, Treasury Bureau, Yamanashi Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8501 Japan</p> <p>TEL 055-223-1395</p>	<p>企業局</p>	<p>山梨県企業局管理規程第六号</p> <p>山梨県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。</p> <p>平成二十七年六月十五日 山梨県公営企業管理者 矢 島 孝 雄</p> <p>山梨県企業局組織規程の一部を改正する規程</p> <p>山梨県企業局組織規程(昭和四十三年山梨県企業局管理規程第一号)の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第二を次のように改める。</p>
--	--	------------	---

別表第二(第四条関係)

名称	位置	施設
山梨県営発電総合制御所	甲斐市	監視、運転及び制御に係る設備 その他付帯設備 塩川発電所 塩川第二発電所 若彦トンネル湧水発電所 深城発電所 大城川発電所 朝穂堰浅尾発電所 太陽光発電施設
山梨県営早川水系発電管理事務所	南巨摩郡早川町	西山発電所 奈良田第一発電所 奈良田第二発電所 野呂川発電所 湯島発電所 奈良田第三発電所 早川水系取水口監視所
山梨県営笛吹川水系発電管理事務所	甲州市	琴川第一発電所 琴川第二発電所 琴川第三発電所 鼓川発電所 藤木発電所 小屋敷第一発電所 小屋敷第二発電所 広瀬発電所 天科発電所 柚ノ木発電所 下釜口発電所
山梨県営石和温泉管理事務所	笛吹市	石和温泉の泉源及び付帯設備

別表第三を次のように改める。

別表第三(第四条関係)

事業所名	課名	分掌事項
山梨県営発電総合制御所	管理課制御課	一 発電所の監視及び制御に関すること。 二 給電業務に関すること。 三 発送電記録の整理及び報告に関すること。 四 発電所の運用計画及び停止計画に関すること。 五 発電施設の管理に関すること。 六 発電施設の巡視、記録及び報告に関すること。 七 展示施設の維持管理に関すること。 八 測水業務に関すること。 九 太陽光発電施設の維持管理に関すること。
山梨県営早川水系発電管理事務所	管理課施設課	一 発電施設の管理に関すること。 二 発電施設の巡視、記録及び報告に関すること。 三 測水業務に関すること。
山梨県営笛吹川水系発電管理事務所	管理課施設課	一 発電施設の管理に関すること。 二 発電施設の巡視、記録及び報告に関すること。 三 測水業務に関すること。
山梨県営石和温泉管理事務所		一 使用料等に関すること。 二 源泉及び給湯施設の管理に関すること。

附則
この規程は、公布の日から施行する。

山梨県企業局管理規程第七号

山梨県企業局職員との給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成二十七年六月十五日

山梨県公営企業管理者 矢 島 孝 雄

山梨県企業局職員との給与に関する規程の一部を改正する規程
山梨県企業局職員との給与に関する規程（昭和四十二年山梨県企業局管理規程第四号）
の一部を次のように改正する。
別表第三に次のように加える。

笛吹川水系発電管理事務所	技術指導幹	七種
--------------	-------	----

附則

この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の山梨県企業局職員の給与に関する規程別表第三の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

山梨県企業局管理規程第八号

山梨県管電事業保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成二十七年六月十五日

山梨県公営企業管理者 矢 島 孝 雄

山梨県管電事業保安規程の一部を改正する規程
山梨県管電事業保安規程（昭和六十年山梨県企業局管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項の表電気主任技術者の項を次のように改める。

電気主任技術者	発電総合制御所管電気工作物	電気課長
	早川水系発電管理事務所管電気工作物	
	笛吹川水系発電管理事務所管電気工作物	
	米倉山実証試験用太陽光発電所電気工作物	

別表第一を次のように改める。

保安に関する組織機構

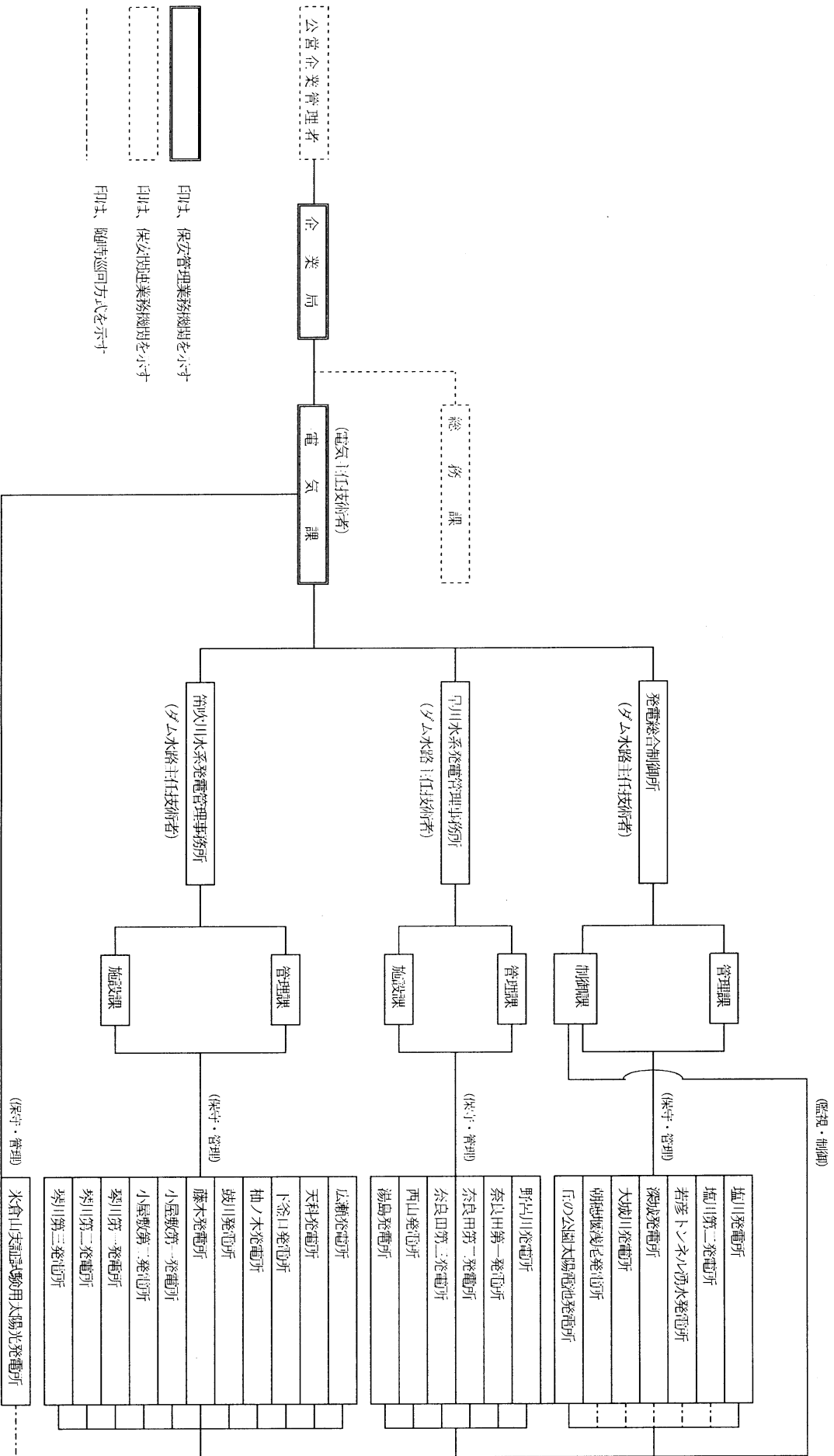


図1は、保安管理業務機関を示す
 図2は、保安関連業務機関を示す
 図3は、随時巡回方式を示す

別表第二を次のように改める。

別表第二 (第四条関係)

組 織 の 分 掌 業 務

組 織		分 掌 業 務
本 庁	電 気 課	1 電気事業の総括に関する事。 2 電気事業に係わる企画及び調整に関する事。 3 電気事業に係わる許可、認可及び免許の申請に関する事。 4 電気事業に係わる建設に関する事。 5 電気料金の算定に関する事。 6 発電所の改良、修繕工事の計画及び指導に関する事。 7 保安教育に関する事。 8 米倉山実証試験用太陽光発電所の保守管理に関する事。
	管 理 課	1 発電総合制御所諸設備の保守管理に関する事。 2 塩川発電所、塩川第二発電所、若彦トンネル湧水発電所、深城発電所、大城川発電所、朝穂堰浅尾発電所及び太陽電池発電所の保守管理に関する事。 3 工事の設計及び施工に関する事。 4 保安教育に関する事。
事	発 電 総 合 制 御 所	1 発電所の監視・運転制御に関する事。 2 給電業務に関する事。 3 発電所及びダム運用に関する事。 4 塩川発電所、塩川第二発電所、若彦トンネル湧水発電所、深城発電所、大城川発電所、朝穂堰浅尾発電所及び太陽電池発電所の設備並びにダム水路工作物の工事計画に関する事。 5 工事の設計及び施工に関する事。
	制 御 課	1 発電所の監視・運転制御に関する事。 2 給電業務に関する事。 3 発電所及びダム運用に関する事。 4 塩川発電所、塩川第二発電所、若彦トンネル湧水発電所、深城発電所、大城川発電所、朝穂堰浅尾発電所及び太陽電池発電所の設備並びにダム水路工作物の工事計画に関する事。 5 工事の設計及び施工に関する事。
業	管 理 課	野呂川発電所、奈良田第一発電所、奈良田第二発電所、奈良田第三発電所、西山発電所及び湯島発電所の次に掲げる事項 1 設備の保守管理に関する事。 2 ダム及び水路工作物の保守管理に関する事。 3 保安教育に関する事。
	施 設 課	野呂川発電所、奈良田第一発電所、奈良田第二発電所、奈良田第三発電所、西山発電所及び湯島発電所の次に掲げる事項 1 設備及びダム水路工作物工事の計画に関する事。 2 工事の設計及び施工に関する事。
所	管 理 課	広瀬発電所、天科発電所、下釜口発電所、柚ノ木発電所、鼓川発電所、藤木発電所、小屋敷第一発電所、小屋敷第二発電所、琴川第一発電所、琴川第二発電所及び琴川第三発電所の次に掲げる事項 1 設備の保守管理に関する事。 2 調整池及びダム水路工作物の保守管理に関する事。 3 保安教育に関する事。
	施 設 課	広瀬発電所、天科発電所、下釜口発電所、柚ノ木発電所、鼓川発電所、藤木発電所、小屋敷第一発電所、小屋敷第二発電所、琴川第一発電所、琴川第二発電所及び琴川第三発電所の次に掲げる事項 1 設備及び水路工作物工事の計画に関する事。 2 工事の設計及び施工に関する事。

附則
この規程は、公布の日から施行する。

山梨県企業局管理規程第九号

西山ダム操作規程を次のように定める。
平成二十七年六月十五日

山梨県公営企業管理者 矢 島 孝 雄

西山ダム操作規程

西山ダム操作規程（昭和五十八年山梨県企業局管理規程第一号）の全部を改正する。

目次

第一章 総則（第一条―第九条）

第二章 ダム等の管理の原則

第一節 流水の貯留及び放流の方法（第十条―第十三条）

第二節 放流の際にとるべき措置等（第十四条―第十九条）

第三章 洪水における措置に関する特則（第二十条―第二十三条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 西山ダム操作規程（以下「規程」という。）は、西山ダム（以下「ダム」という。）の操作の方法のほか、ダム及び西山調整池（以下「調整池」という。）の管理に關し必要な事項を定めるものとする。

（管理主任技術者）

第二条 早川水系発電管理事務所に河川法（昭和三十九年法律第百六十七号。以下「法」という。）第五十条第一項に規定する管理主任技術者を一人置く。

2 前項の管理主任技術者は、部下の職員を指揮監督して、法及びこれに基づく命令並びにこの規程の定めるところにより、ダム及び調整池の管理に關する事務を誠実に執行ねばならない。

（ダム及び調整池の諸元等）

第三条 ダム及び調整池の諸元その他これに準ずるダム及び調整池の管理上参考となるべき事項は、次のとおりとする。

一 ダム

イ 高さ 四〇・六〇メートル

ロ 堤頂の標高 八一八・〇〇メートル

ハ 越流頂の標高 八〇六・〇〇メートル

二 調整池

イ 高さ 四〇・六〇メートル

ロ 堤頂の標高 八一八・〇〇メートル

ハ 越流頂の標高 八〇六・〇〇メートル

二 調整池

イ 高さ 四〇・六〇メートル

ロ 堤頂の標高 八一八・〇〇メートル

ハ 越流頂の標高 八〇六・〇〇メートル

二 洪水吐ゲート

(1) ゲートの規模及び数 高さ一〇・三〇メートルで幅九・〇〇メートルのもの

三門

(2) ゲートの開閉の速さ 一分につき〇・四〇メートル

ホ 流芥路ゲート

(1) ゲートの規模及び数 高さ二・三〇メートルで幅二・〇〇メートルのもの一

門

(2) ゲートの開閉の速さ 一分につき〇・四〇メートル

ヘ 設計洪水流量 一、七二〇・〇立方メートル毎秒

二 調整池

イ 直接集水地域の面積 一七二・〇平方キロメートル

ロ 湛水区域の面積 〇・〇五平方キロメートル

ハ 最大背水距離 〇・五〇キロメートル

ニ 設計洪水位（異常洪水位） 標高八一七・五〇メートル（水位計による表示八一七・五〇メートル）

ホ 常時満水位 標高八一六・〇〇メートル（水位計による表示八一六・〇〇メートル）

ヘ 予備放流水位 標高八〇八・三〇メートル（水位計による表示八〇八・三〇メートル）

ト 最低水位 標高八〇六・〇〇メートル

チ 有効貯水量 一、〇三四、〇〇〇立方メートル

三 最大使用水量 一五・〇立方メートル毎秒

（洪水及び洪水時）

第四条 この規程において「洪水」とは、調整池への流入量（以下「流入量」という。）が一七〇・〇立方メートル毎秒以上であることをいい、「洪水時」とは、洪水が発生しているときをいう。

（洪水警戒時）

第五条 この規程において「洪水警戒時」とは、ダムに係る直接集水地域の全部又は一部を含む予報区を対象として洪水警報又は大雨警報が行われ、その他洪水が発生するおそれ大きいと認められるに至った時からこれらの警報が解除され、又は切り替えられ、かつ洪水の発生するおそれが少ないと認められるまでの間で、洪水時を除く間をいう。

（洪水処理時）

第六条 この規程において「洪水処理時」とは、洪水警戒時中洪水時が終った時から洪

水警戒時が解除されるまで又は解除されることなく調整池への流入量が再び増加し、洪水時に至るまでの間をいう。

(予備警戒時)

第七条 この規程において「予備警戒時」とは、第五条の予報区を対象として洪水注意報又は大雨注意報が行われ、その他洪水が発生するおそれがあると認められるに至った時から洪水警戒時に至るまで又は洪水警戒時に至ることがなくこれらの注意報が解除され、若しくは切り替えられ、その他洪水が発生するおそれがないと認められるに至るまでの間をいう。

(貯水位の算定方法)

第八条 調整池の水位(以下「貯水位」という。)は、西山調整池水位観測所の水位計の読みに基づいて、算定するものとする。

(流入量の算定方法)

第九条 流入量は、これを算定すべき時を含む一定の時間における調整池の貯水量の増分と、当該一定の時間における調整池からの延べ放流量との合算量を、当該一定の間で除して算定するものとする。

2 前項の貯水量の増分は、同項の一定の時間が始まる時、及びこれが終わる時における貯水位にそれぞれ対応する調整池の貯水量を最新のダム貯水量曲線により求め、これらを差引計算して算定するものとする。

第二章 ダム等の管理の原則

第一節 流水の貯留及び放流の方法

(流水の貯留の最高限度)

第十条 調整池における流水の貯留は、常時満水位を超えてしてはならない。

(ダムから放流することができる場合)

第十一条 ダムの洪水吐からの放流は次の各号のいずれかに該当する場合に限り、ダムの流芥路からの放流は次の各号のいずれかに該当する場合又は流芥処理に限り、それぞれすることができるとする。

- 一 下流における他の河川の使用のため必要な河川の流量を確保する必要があるとき。
- 二 前条の規定を守るため必要があるとき。
- 三 第二十一条第二号、第二十二条第一号及び第二十三条の規定により調整池から放流するとき。

四 ダムその他調整池内の施設又は工作物の点検、又は整備のため必要があるとき。

五 その他やむを得ない必要があるとき。

(放流の開始及び放流量の増減の方法)

第十二条 調整池からの放流は、第二十一条第一号の規定によってする場合を除くほか、

下流の水位の急激な変動を生じないように別図に定めるところによってしなければならない。ただし、流入量が急激に増加しているときは、当該流入量の増加率の範囲内において、調整池からの放流量を増加することができる。

(洪水吐ゲート及び流芥路ゲートの操作方法等)

第十三条 ダムの洪水吐ゲートを構成する個々のゲート(以下この条において「ゲート」という。)は、左岸に最も近いものから、右岸に向かって順次「第一号ゲート」、「第二号ゲート」及び「第三号ゲート」という。

2 ダムから放流する場合は、原則として流芥路ゲートから放流を開始し、流芥路ゲートが全開した後に洪水吐ゲートを操作するものとする。開かれた洪水吐ゲート及び流芥路ゲートを閉じるときは、原則として洪水吐ゲートが全開となった後に流芥路ゲートを閉じるものとする。

3 ダムの洪水吐から放流する場合には、ゲートを次の順序によって開き、第一号ゲートを開いた後更にその放流量を増加するときに、同様の操作を繰り返すものとし、開かれたゲートを閉じるときは、これを開いた順序の逆の順序によってするものとする。

第三号ゲート
第二号ゲート
第一号ゲート

4 前項の場合におけるゲートの一回の開閉の動きは、一・〇メートルを超えてはならない。ただし、流入量が急激に増加している場合において、やむを得ないと認められるときは、この限りでない。

5 ゲートを開閉した後引き続き他のゲートを開閉するときは、当該ゲートが始動してから少なくとも三十秒を経過した後でなければ他のゲートを始動させてはならない。

6 ゲート及び流芥路ゲートは、第十一条の規定により放流する場合、又はダムの洪水吐若しくは流芥路の点検、整備のため必要がある場合を除くほか、開閉してはならない。

第二節 放流の際にとるべき措置等

(放流の際の関係機関に対する通知)

第十四条 法第四十八条の規定による通知は、ダムの洪水吐又は流芥路からの放流(当該放流の途中における放流量の著しい増加で、これによって下流に危害を生じるおそれがあるものを含む。以下次条において「ダム放流」という。)の開始の少なくとも一時間前に、別表第一(一)欄に定めるところにより行うものとする。

2 前項の通知をするときは、関東地方整備局長(以下「局長」という。)に対しても、

別表第一(二)欄に定めるところにより、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号。以下「令」という。)第三十一条に規定する当該通知において示すべき事項と同一の事項を通知しなければならない。

3 西山発電所(以下「発電所」という。)の放水口からの放流によって下流の水位の著しい上昇が生ずると認められる場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認められるときは、前二項の規定の例により通知しなければならない。

(放流の際の一般に周知させるための措置)

第十五条 法第四十八条の一般に周知させるため必要な措置は、ダム地点から発電所地点までの早川の区間についてとるものとする。

2 令第三十一条の規定による警告は、別表第二に掲げる警報器により、次に掲げる時期に行うものとする。

一 ダム地点に設置された警報器による警告にあつては、ダム放流の開始約十五分前に約十分間

二 ダム地点以外の地点に設置された警報器による警告にあつては、ダム放流により当該地点における早川の水位の上昇が開始されると認められる時の約十五分前に約十分間

三 警報車の拡声機による警告にあつては、前項の区間に含まれる各地点について、ダム放流により当該地点における早川の水位の上昇が開始されると認められる時の約十五分前

3 発電所の放水口からの放流によって下流の水位の著しい上昇が生ずると認められる場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認められるときは、前項の規定の例により警告しなければならない。

(ダムの操作に関する記録の作成)

第十六条 ダムの洪水吐ゲート又は流芥路ゲートを操作した場合には、次の各号に掲げる事項(その開閉がダム放流を伴わなかつたときは、第一号及び第二号に掲げる事項)を記録しておかなければならない。

一 操作の理由

二 開閉した洪水吐ゲート又は流芥路ゲートの名称、その一回の開閉を始めた時刻及びこれを終えた時刻並びにこれを終えた時におけるその開度

三 洪水吐ゲート又は流芥路ゲートの一回の開閉を始めた時、及びこれを終えた時における貯水位、流入量、ダムの洪水吐又は流芥路からの放流に係る放流量及び使用水量

四 ダムの洪水吐又は流芥路からの放流に係る最大放流量が生じた時刻及びその最大

放流量

五 発電の開始若しくは終了又は使用水量の変更があつたときは、その時刻及びその直後における使用水量

六 法第四十八条の規定による通知(第十四条第二項の規定による通知を含む。)及び令第三十一条の規定による警告の実施状況

(観測及び測定等)

第十七条 法第四十五条の規定による観測は、別表第三に定めるところにより行うものとする。

2 法第四十五条の規定により観測すべき事項のほか、別表第四に掲げる事項については、同表に定めるところにより観測又は測定をしなければならない。

3 前項のほか、次条後段の規定に該当するとき、その他、ダム又は調整池について異常かつ重大な状態が発生していると疑われる事情があるときは、速やかに、別表第四に掲げる事項のうちダムの状況に関するものの測定をしなければならない。

4 法第四十五条及び前二項の規定による観測及び測定の結果は記録しておかなければならない。

(点検及び整備等)

第十八条 ダム及び調整池並びにこれらの管理上必要な機械、器具及び資材は、定期に、及び時宜によりその点検及び整備を行うことにより、常時良好な状態に維持しなければならない。特に、洪水又は大雨、地震その他これらに類する異常な現象でその影響がダム又は調整池に及ぶものが発生したときは、その発生後速やかに、ダム及び調整池の点検(調整池付近の土地の形状の変化の観測及びダムに係る地山からじみでる水の量と貯水位との関係の検討を含む。)を行い、ダム又は調整池に関する異常な状態が早期に発見されるようにしなければならない。

(異常かつ重大な状態に関する報告)

第十九条 ダム又は調整池に関する異常かつ重大な状態が発見されたときは、直ちに局長に対し、別表第一(二)欄の例により、その旨を報告しなければならない。

第三章 洪水における措置に関する特別

第二十条 予備警戒時における措置

(予備警戒時における措置)

予備警戒時においては、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

一 洪水時において、ダム及び調整池を適切に管理することができる要員を確保すること。

二 ダムを操作するために必要な機械及び器具(受電及び受電した電気の使用のための電気設備並びに予備電源設備を含む。)、法第四十五条の観測施設、法第四十六条第二項の通報施設、令第三十一条の規定により警告するための警報器、夜間以外

で洪水時における作業を行うため必要な照明設備及び携帯用の電燈その他洪水時におけるダム及び調整池の管理のため必要な機械、器具及び資材の点検及び整備を行うこと。

三 気象官署が行う気象の観測の成果を的確かつ迅速に収集すること。

四 局長及び山梨県知事に対し、別表第一の例による、法第四十六条第一項の規定による通報をすること。

五 河川法施行規則（昭和四十年建設省令第七号）第二十七条の規定の例により、ダムの操作に関する記録を作成すること。

六 その他ダム及び調整池の管理上必要な措置

（洪水警戒時における措置）

第二十一条 洪水警戒時においては、前条第一号から第五号までに掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

一 最大流入量その他流入量の時間的变化を予測すること。

二 次に定めるところにより、調整池から放流し、又は調整池に流水を貯留すること。ただし、調整池からの放流は、第十二条の規定に適合しないこととなるときは、できるだけこれに適合するような方法で行うこと。

イ 洪水警戒時に至った時における貯水位が、予備放流水位を越えているときは、調整池から放流を行い、貯水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、予備放流水位を保つよう努めること。

ロ 洪水警戒時に至った時における貯水位が、予備放流水位に等しいときは、予備放流水位を保つよう努めること。

ハ 洪水警戒時に至った時における貯水位が、予備放流水位を下回っているときは、調整池からの放流をしながら、又はこれをしないで調整池に流水を貯留し、貯水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、予備放流水位を保つよう努めること。

三 その他ダム及び調整池の管理上必要な措置

（洪水時における措置）

第二十二条 洪水時においては、第二十条第三号及び第四号並びに前条第一号に掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

一 洪水時に至った時から、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流し、洪水処理時に至るまでの間、これを継続すること。ただし、調整池からの放流は、下流の水位の急激な変動を生じないため必要な最小限度において、その急激な変動を生じないようにすること。

二 法第四十九条の規定による記録の作成をすること。

三 その他ダム及び調整池の管理上必要な措置
（洪水処理時における措置）

第二十三条 洪水処理時においては、第二十一条に規定する措置のほか、次に掲げる措置をとらなければならない。

一 洪水処理時に至った時においては、貯水位を予備放流水位に等しくなるよう努めること。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

別表第1 (第14条第1項及び第2項、第19条第1項、第20条第4号)

	通知の相手方	
	名称	担当機関の名称
(1) 欄	山梨県知事	峡南建設事務所
	早川町長	早川町役場
	山梨県南部警察署長	南部警察署
	東京電力株式会社 山梨支店長	山梨給電所
	日本軽金属株式会社	樽坪監視所
(2) 欄	関東地方整備局長	甲府河川国道事務所

別表第2 (第15条第2項)

警報器の名称	警報器の位置	警報器の構造又は能力
第1警報器	山梨県南巨摩郡早川町大字湯島地先 (早川左岸)	レフレックスホーン型 定格入力 100W 周波数特性 250Hz ～5500Hz
第2警報器	大字湯島字味層道1181番 (早川右岸)	
第3警報器	大字湯島字小梅原1719-内1番 (早川右岸)	
第4警報器	大字湯島字上河原1780の6番 (早川右岸)	
第5警報器	大字湯島字小梅原1719の2の1番 (早川右岸)	
第6警報器	大字湯島字道ヶ島地先 (早川右岸)	
第7警報器	大字湯島字池の上73乙の3の内22番 (早川左岸)	
第8警報器	大字湯島字湯殿73-乙2内24番 (早川左岸)	
第9警報器	大字湯島字湯殿73乙の2の内13番 (早川左岸)	
第10警報器	大字湯島字白沢104番 (早川左岸)	
第11警報器	大字湯島字白沢105の3番 (早川左岸)	レフレックスホーン型 定格入力 50W 周波数特性 250Hz ～4500Hz
第12警報器	大字奈良田字嵐山1084番1 (西山ダム)	

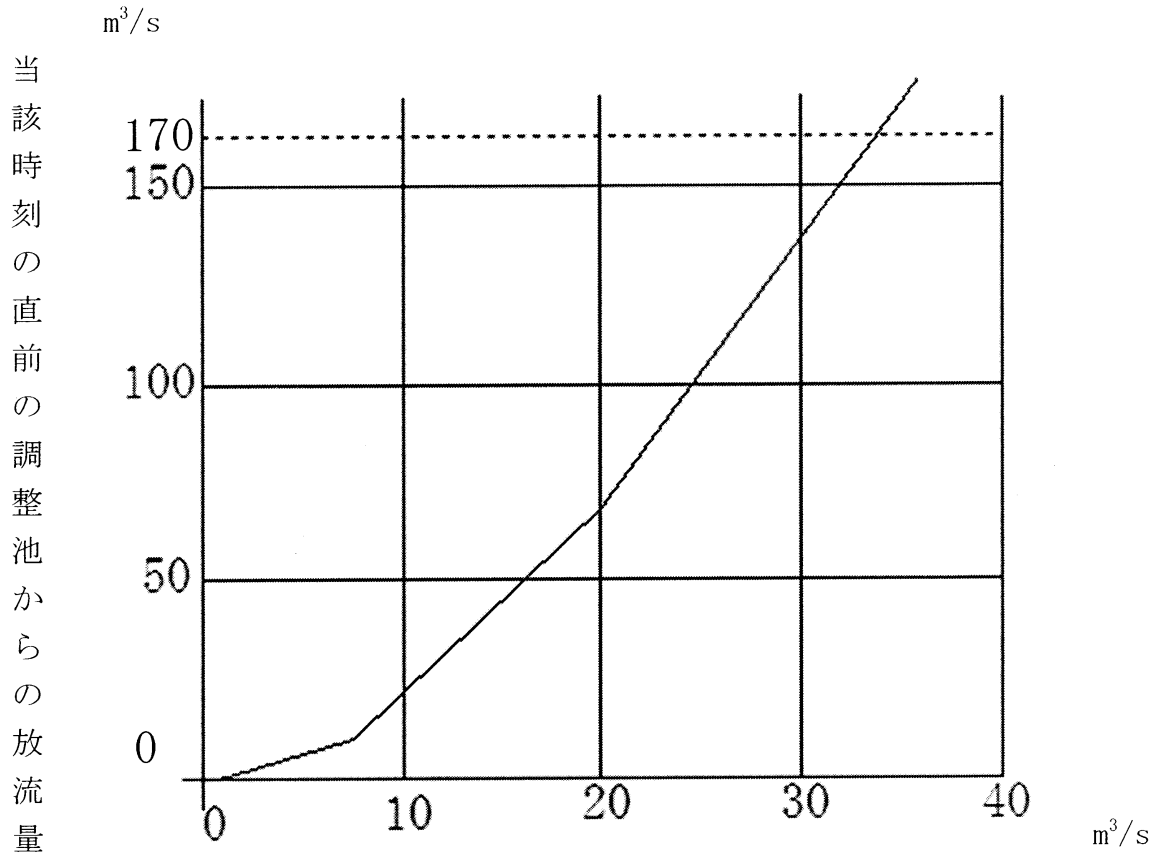
別表第3（第17条第1項）

観測すべき事項	観測施設			観測の回数
	名称	位置	構造又は能力	
貯水位及び流入量	西山調整池水位観測所	山梨県南巨摩郡早川町大字奈良田字嵐山地先（西山ダム）	自記水位計	毎日1回（洪水時、洪水警戒時においては、30分毎に1回）
降水量	西山雨量観測所	山梨県南巨摩郡早川町大字奈良田字嵐山地先（西山ダム）	自記雨量計	毎日1回（洪水時、洪水警戒時においては、60分毎に1回）
積雪の深さ			積雪尺	適時

別表第4（第17条第2項及び第3項）

観測又は測定をすべき事項		観測又は測定の数
気象	ダム地点における天気、気温	毎日
水象	使用水量、調整池の表面付近の水温及び調整池内の結氷の状態	毎日
ダムの状況	変形調査処理等	適時
	漏水量及び漏水温	少なくとも毎月2回
調整池内及びその末端付近の堆砂の状況		少なくとも毎年度1回

別図（第12条）



当該時刻以後 10 分間における調整池からの放流量の増分の最大限度

教育委員会

山梨県教育委員会規則第九号

山梨県立高等学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年六月十五日

山梨県教育委員会

委員長 石川 洋 司

山梨県立高等学校学則の一部を改正する規則

山梨県立高等学校学則（昭和三十六年山梨県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表山梨県立甲府第一高等学校の項中

普通科、英語科

を
普通科、探究科

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 山梨県立甲府第一高等学校の英語科は、この規則による改正後の山梨県立高等学校学則別表の規定にかかわらず、平成二十八年三月三十一日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番